

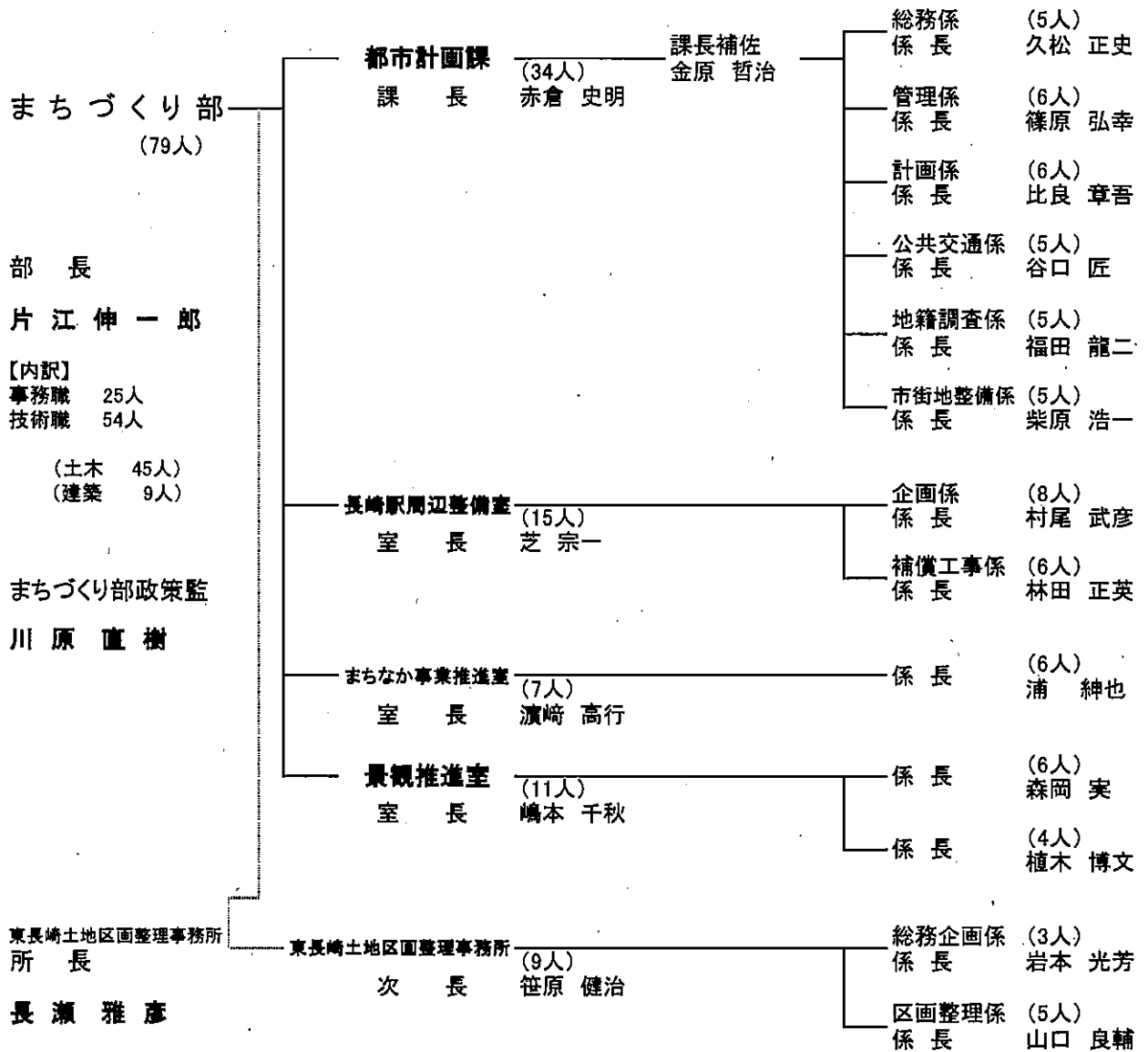
令和2年6月市議会建設水道委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 機構表及び職員数	1
2 分掌事務	2～3
3 所管事務の現況等	4～27

1 機構表及び職員数

令和2年4月1日現在



【 1課 3室 1事務所 13係 】

2 分掌事務

課 名	分 掌 事 務
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関する事。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関する事。 (5) 住居表示の実施に関する事。 (6) 町界町名の変更に関する事。 (7) 都市計画及び都市計画事業に係る総合調整及び制限に関する事。 (8) 都市計画の決定に関する事。 (9) 都市計画区域、土地利用計画及び都市施設に係る調査及び企画に関する事。 (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の規制届出及び利用調査に関する事。 (11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出に関する事。 (12) コミュニティバス及び離島航路等の地域交通運輸に関する事。 (13) 新幹線及び鉄道に関する事（長崎駅周辺整備室の所管に係るものを除く。）。 (14) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行の許可に関する事。 (15) 地籍調査に関する事。 (16) 港湾事業の振興に関する事。 (17) 港湾の管理に関する事。 (18) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関する事。 (19) 部の所管に係る公有水面の使用許可の副申に関する事。 (20) 茂木港船客待合所に関する事。 (21) 伊王島港ターミナル、高島港ターミナル及び池島港船客待合所の設置、改良及び利用の許可に関する事。 (22) 港湾関係団体との連絡調整に関する事。 (23) 市街地整備に係る調査及び計画策定に関する事。 (24) 市街地整備を目的としたまちづくり活動の支援に関する事。 (25) 市街地再開発事業等に関する事。 (26) 土地区画整理事業（長崎駅周辺整備室及び東長崎土地区画整理事務所の所管に係るものを除く。）に関する事。 (27) 町界町名整理審議会、都市計画審議会及び都市再生整備計画事業評価委員会に関する事。 (28) 部内事務の連絡調整に関する事。

課 名	分 掌 事 務
長崎駅周辺 整備室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理事業の総合調整及び施行に関すること。 (2) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行区域内における建築等の許可に関すること。 (3) 長崎駅周辺土地区画整理審議会に関すること。 (4) 新幹線及び鉄道（九州新幹線西九州ルート及びＪＲ長崎本線連続立体交差事業に係るものに限る。）に関すること。
まちなか事 業推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) まちなかの魅力向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (2) まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会に関すること。
景観推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 景観計画に関すること。 (2) 公共掲示板に関すること。 (3) 屋外広告物に関すること。 (4) 景観の形成を目的としたまちづくり活動の支援に関すること。 (5) 景観の向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (6) 景観審議会、ながさきデザイン会議及び歴史的風致維持向上協議会に関すること。
東長崎土地 区画整理 事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理事業の計画策定及び施行に関すること。 (2) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理組合等に係る認可、育成指導等に関すること。 (3) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における建築等の許可に関すること。 (4) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における建築等の許可に関すること。 (5) 東長崎平間・東地区土地区画整理審議会に関すること。 (6) 東長崎地区土地区画整理事業廃止区域における都市基盤施設の整備計画の策定及び施行に関すること。

3 所管事務の現況等

課 名	所 管 事 務 の 現 況
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の総括、部内予算の経理事務等に関すること 2 都市計画決定・変更に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画の内容 <ol style="list-style-type: none"> ア 土地利用（市街化区域・市街化調整区域、用途地域等） イ 都市施設（道路、公園、下水道等） ウ 市街地開発事業（土地区画整理事業等） エ 地区計画等 (2) 長崎市都市計画審議会の運営 令和元年度：1回開催（付議件数：2件） 3 都市計画等に係る調整・調査・企画に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画及び都市計画事業に係る調整 (2) 都市計画の基礎調査 (3) 用途地域、地区計画などに関する調査・企画 4 都市計画等に係る制限等に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 市街化区域・市街化調整区域、用途地域等の確認及び証明 令和元年度：50件 (2) 都市施設等の区域内における建築等の規制に関する許可 令和元年度：3件 (3) 風致地区の区域内における建築等の規制に関する許可 令和元年度：8件 (4) 地区計画区域内の建築等の審査 令和元年度：176件 (5) 立地適正化計画区域内の届出対象行為等の審査 令和元年度：0件（平成30年8月1日より届出開始） (6) 国土利用計画法に基づく土地取引の審査 令和元年度：16件 (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の審査 令和元年度：7件

都市計画課
(つづき)

5 市街地整備に関すること

(1) 市街地再開発事業

ア 新大工町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との
連絡調整

平成 26 年 1 月 準備組合設立

平成 27 年 7 月 都市計画決定

平成 28 年 9 月 都市計画変更決定

平成 30 年 2 月 組合設立

平成 31 年 3 月 権利変換計画認可

令和 元年 8 月 起工式

イ 浜町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との
連絡調整

平成 27 年 1 月 準備組合設立

平成 28 年 3 月 推進計画策定

平成 31 年 3 月 浜町地区まちづくり方針策定

※現在、権利者の合意形成に向けた取組みなどが進められて
いる。

(2) 斜面市街地再生事業

住宅市街地総合整備事業として国の事業認可を受けた 8 地区
における基盤整備に係る計画の見直し

6 住居表示・町界町名に関すること

(1) 住居表示の実施、町界町名の変更

(2) 新築建物等の住居番号の設定

(3) 住居表示板の維持管理

(4) 長崎市町界町名整理審議会の運営

7 港湾施設の管理に関すること

施設名	建築面積	供用開始日
茂木港船客待合所	240 m ²	昭和 55 年 4 月 7 日
高島港ターミナル	417 m ²	昭和 47 年 4 月 1 日
伊王島港ターミナル	325 m ²	平成 元年 7 月 15 日
池島港船客待合所	82 m ²	平成 7 年 4 月 1 日

8 公共交通に関すること

(1) 鉄道、バス、路面電車、タクシー、航路等に関する計画・調査・
研究及び関係機関との相互連絡調整

(2) 公共交通空白地域対策に関する計画・調査・研究及び関係機関

都市計画課
(つづき)

との相互連絡調整

- (3) コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通(予約型乗合タクシー)等の運行、離島航路の運航に対する支援
 - ア コミュニティバス(地域バス路線含む)
 - 10 路線(伊王島線、高島線、池島線、外海線、香焼三和線、三和線、野母崎線、琴海尾戸線、滑石式見線、香焼恵里線)
 - イ 乗合タクシー
 - 5 地区(丸善団地、矢の平・伊良林、北大浦、金堀、西北)
 - ウ デマンド交通(予約型乗合タクシー)
 - 1 地区(琴海地区)
 - エ 離島航路
 - 2 航路(長崎～伊王島～高島航路、池島～神浦航路)

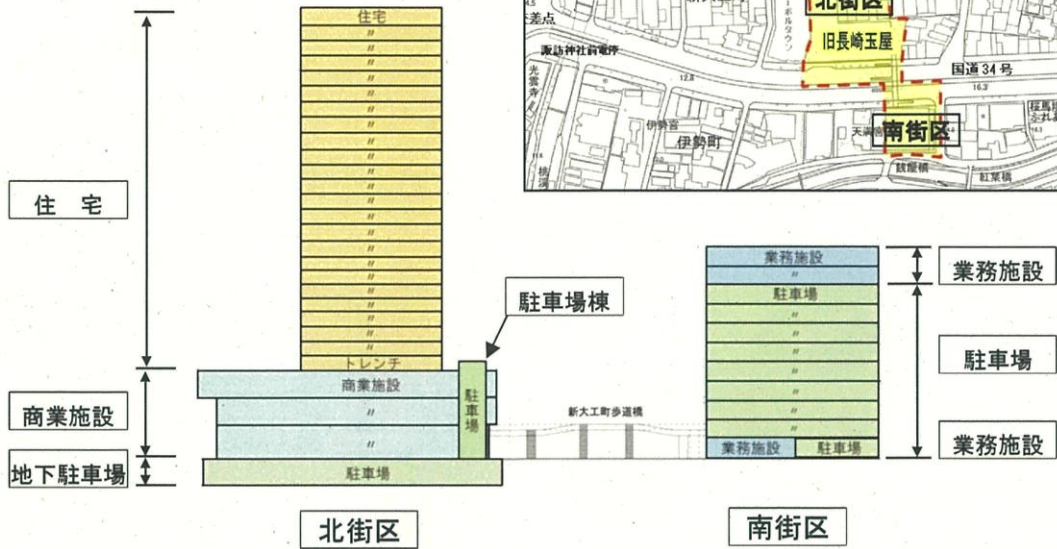
9 地籍調査に関すること

- (1) 地籍調査の計画及び実施
 - ア 所有者、地番、地目及び筆界(境界)の調査
 - イ 一筆ごとの測量及び地積の測定
 - ウ 成果地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)の作成
- (2) 進捗率(令和元年度末)

区分	調査対象面積	調査済面積	進捗率
長崎市全域	388.09 km ²	162.53 km ²	約 42%
旧長崎市 (人口集中地区)	233.80 km ² (35.96 km ²)	11.76 km ² (9.02 km ²)	約 5% (約 25%)

新大工町地区市街地再開発事業

〔主な用途の配置イメージ図〕



〔イメージパース〕 ※現段階の想定に基づくものであり、今後変更になる可能性があります。



全体図



北街区(国道側より)

〔現況〕



北街区(地下掘削中)

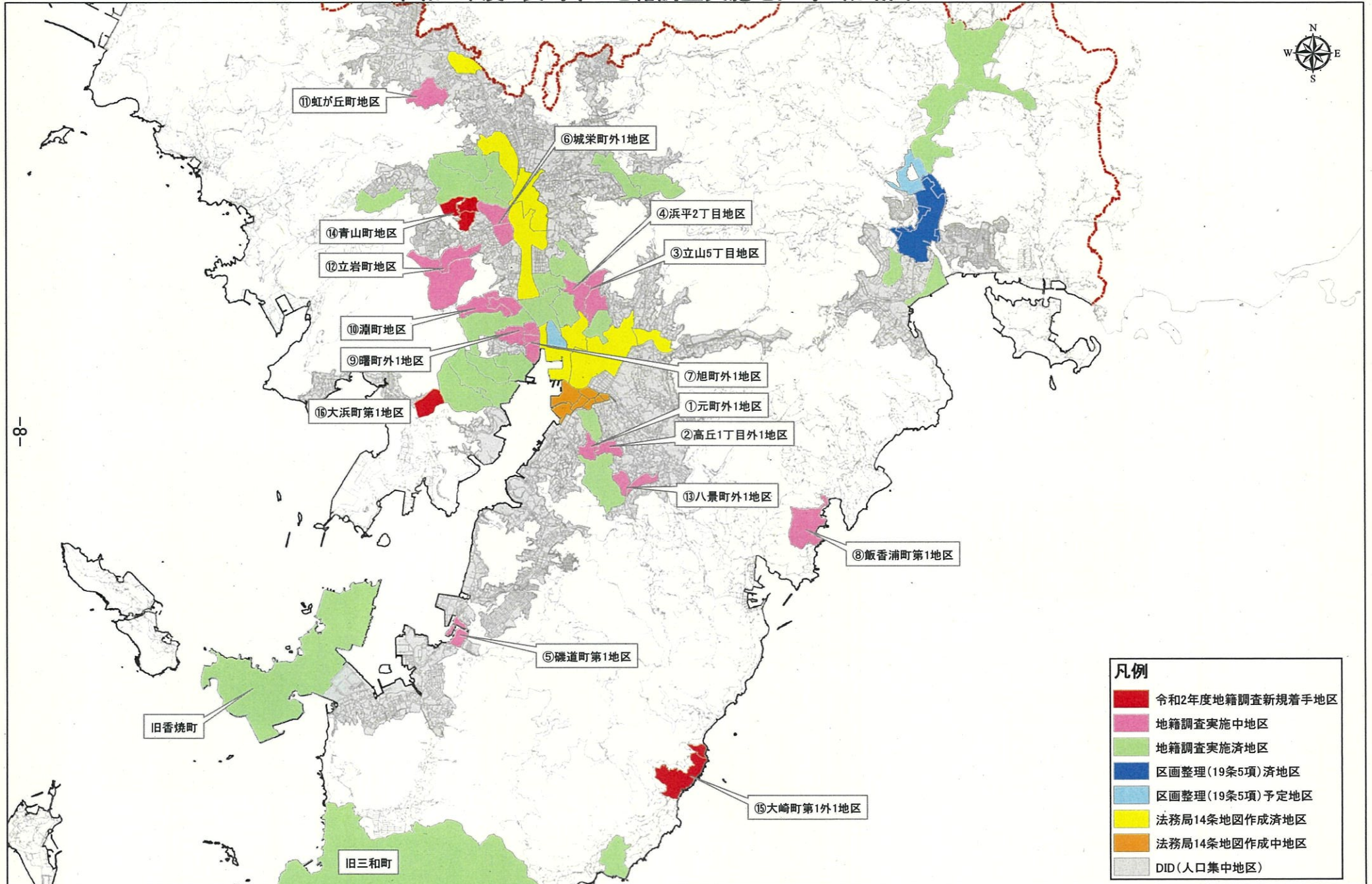
令和2年5月現在



南街区(鉄骨工事中)

令和2年5月現在

令和2年度 長崎市 地籍調査実施地区等 概略図



- 凡例**
- 令和2年度地籍調査新規着手地区
 - 地籍調査実施中地区
 - 地籍調査実施済地区
 - 区画整理(19条5項)済地区
 - 区画整理(19条5項)予定地区
 - 法務局14条地図作成済地区
 - 法務局14条地図作成中地区
 - DID(人口集中地区)

0 1,250 2,500 5,000 7,500 10,000
メートル

課 名	所 管 事 務 の 現 況
長崎駅周辺整備室	<p>1 長崎駅周辺土地区画整理事業及び街路事業に関すること</p> <p>(1) 土地区画整理事業に係る関連計画の策定並びに事業推進に向けた関係機関等との相互連絡調整</p> <p>(2) 土地区画整理事業及び街路事業(土地区画整理事業施行地区外)に係る調査、設計及び施工</p> <p>(3) 土地区画整理審議会の運営</p> <p>(4) 土地区画整理事業の施行に伴う条例・規則の制定及び改正</p> <p>(5) 長崎駅周辺まちづくり審議会の運営</p> <p>【長崎駅周辺土地区画整理事業の概要】</p> <p>ア 事業概要</p> <p>事業名称 : 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業 長崎駅周辺土地区画整理事業</p> <p>施行者 : 長崎市</p> <p>都市計画決定 : 平成20年12月26日</p> <p>事業認可 : 平成21年10月30日</p> <p>施行地区 : 長崎市尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部</p> <p>施行面積 : 約19.2ha</p> <p>事業期間 : 平成21年度～令和5年度</p> <p>事業費 : 約154億円</p> <p>権利者数 : 11人(土地所有者)</p> <p>減歩率 : 約38%(平均)</p> <p>イ 進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮換地指定率(仮換地指定面積ベース) : 約88%〔令和元年度末〕 ・進捗率(事業費ベース) : 約33%〔令和元年度末見込み〕 <p>【長崎駅中央通り線(土地区画整理事業施行地区外)の概要】</p> <p>ア 事業概要</p> <p>施行者 : 長崎市</p> <p>都市計画決定 : 平成20年12月26日</p> <p>事業認可 : 平成26年07月11日</p> <p>施行地区 : 長崎市八千代町の一部</p> <p>施行延長 : L=約60m</p> <p>施行幅員 : W=約26m</p> <p>事業期間 : 平成26年度～令和2年度</p> <p>事業費 : 約8億9千万円</p> <p>イ 進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗率(事業費ベース) : 約78%〔令和元年度末見込み〕

長崎駅周辺
整備室
(つづき)

【長崎駅東通り線（土地区画整理事業施行地区外）の概要】

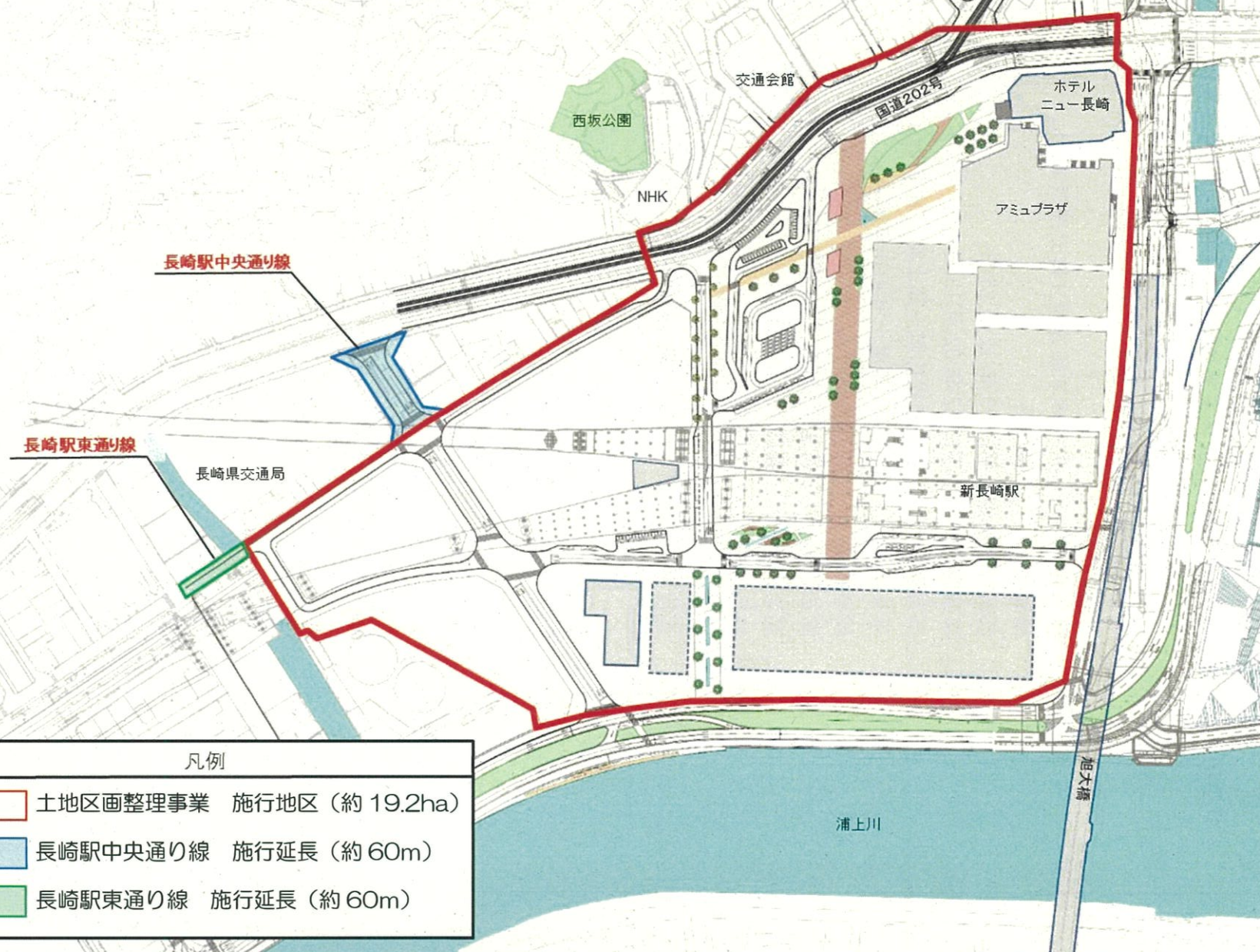
ア 事業概要

施行者 : 長崎市
都市計画決定 : 平成 20 年 12 月 26 日
施行地区 : 長崎市宝町の一部
施行延長 : L=60m
施行幅員 : L=14m
事業期間 : 令和元年度～令和 4 年度
事業費 : 約 2 億 8 千万円

イ 進捗状況

・進捗率（事業費ベース）：約 13% [令和元年度末見込み]

長崎駅周辺土地区画整理事業 計画平面図



長崎駅中央通り線

長崎駅東通り線

長崎県交通局

新長崎駅

ホテル
ニュー長崎

アミュプラザ

交通会館

西坂公園




NHK

国道202号

浦上川

旭大橋

凡例

-  土地区画整理事業 施行地区 (約 19.2ha)
-  長崎駅中央通り線 施行延長 (約 60m)
-  長崎駅東通り線 施行延長 (約 60m)

長崎駅周辺
整備室
(つづき)

2 JR長崎本線連続立体交差事業に関すること

- (1) 連続立体交差事業の施行に係る関係機関等との協議・調整
- (2) 長崎駅周辺連続立体交差事業促進協議会の運営(事務局)

【JR長崎本線連続立体交差事業の概要】

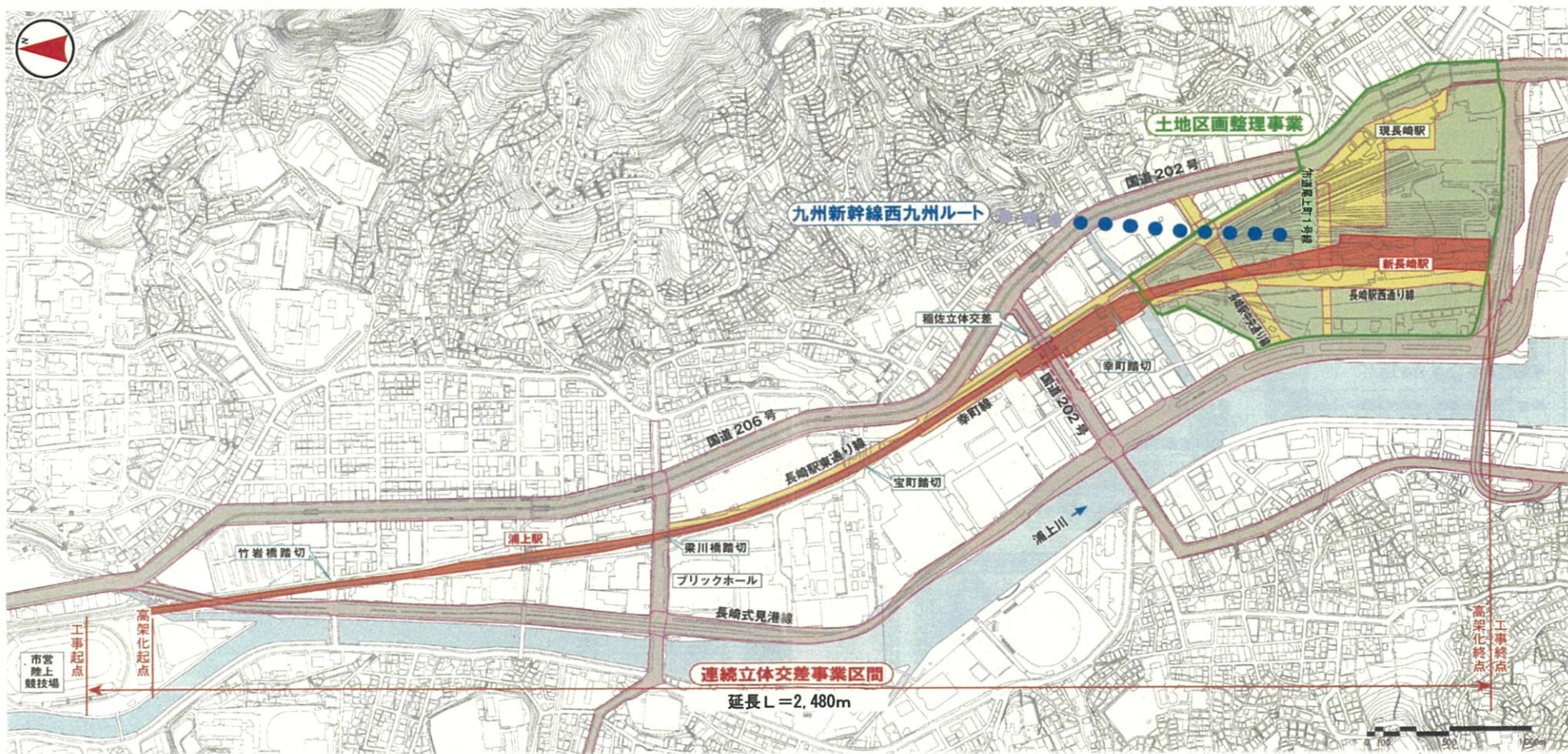
ア 事業概要

事業名称 : JR長崎本線連続立体交差事業
事業主体 : 長崎県
都市計画決定 : 平成20年12月26日
事業認可 : 平成22年02月18日
事業区間 : 長崎市松山町～尾上町 約2.5km
事業期間 : 平成21年度～令和3年度
総事業費 : 約459億円
除却踏切 : 竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
高架化駅 : 長崎駅、浦上駅
施行方法 : 仮線方式

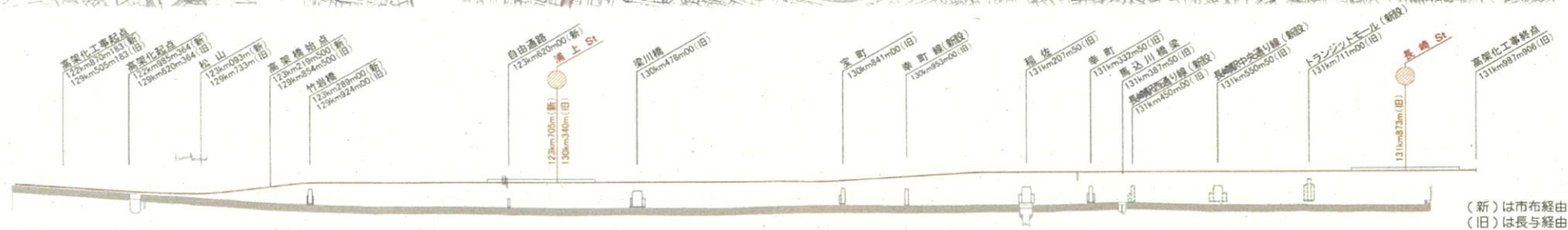
イ 進捗状況

進捗率(事業費ベース) : 約94% [令和元年度末見込み]

JR 長崎本線連続立体交差事業 位置図



-13-



(新)は市布經由
(旧)は長与經由

長崎駅周辺
整備室
(つづき)

3 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）に関すること

- (1) 着実な整備に向けた関係省庁、関係国会議員等への要望活動及び県、関係市、関係団体等との相互連絡調整
- (1) 市民への広報、啓発活動
- (2) 新幹線建設工事に係る関係機関等との協議・調整

【九州新幹線西九州ルートの概要】

ア 建設主体

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

イ 計画概要（武雄温泉～長崎間）

延長：約 66km

事業費：約 6,197 億円（肥前山口～武雄温泉間の複線化を含む）

線路規格：標準軌（フル規格）

事業期間：認可日から概ね 10 年程度

ウ 進捗状況（西九州ルート全体）

進捗率（事業費ベース）：約 72%〔令和元年度末見込み〕

エ 主な経緯

昭和 48 年 11 月：整備計画決定

平成 24 年 06 月：工事実施計画（その 1）認可（武雄温泉・長崎間）（FGT 方式）【用地・土木構造物】

平成 27 年 01 月：政府・与党申合せ（開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒し）

平成 28 年 03 月：九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る 6 者合意（武雄温泉駅における対面乗換方式）

平成 30 年 07 月：与党 PT 検討委員会において FGT を断念する旨表明

令和 元年 08 月：与党 PT 検討委員会において新鳥栖～武雄温泉間は「フル規格（複線）」が適当と示される

九州新幹線西九州ルート 進捗概要図 (市内区間L=14.3km)

令和2年5月時点



課 名	所 管 事 務 の 現 況
<p>まちなか事業 推 進 室</p>	<p>1 「まちぶらプロジェクト」に関すること</p> <p>(1) 目的</p> <p>「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、長崎のまちの形が大きく変わっていかうとしている。</p> <p>このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」において、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするもの。</p> <p>(2) 対象エリア</p> <p>新大工町から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化を進める。</p> <p>(5つのエリア)「新大工」「中島川・寺町・丸山」「浜町・銅座」「館内・新地」「東山手・南山手」</p> <div data-bbox="470 907 1380 1579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px;">まちぶらプロジェクト</p> </div> <p>(3) 計画期間 平成25年度～令和4年度</p> <p>(4) 計画の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エリアの魅力づくり (地域の特性に応じた魅力の向上) ② 軸づくり (回遊性を高める環境づくり) ③ 地域力によるまちづくり (地域や市民自らによる、まちを守り、育て、創るための行動を支援)

まちなか事業
推 進 室
(つづき)

(5) 各エリア等の主な取組み

《①エリアの魅力づくり》

○新大工エリア

【まちづくりの方針】 商店街・市場を中心としたふだん着のまち
【主な取組み】 市街地再開発事業、片淵線整備など

○中島川・寺町・丸山エリア

【まちづくりの方針】 和のたたずまいと賑わいの粋なまち
【主な取組み】 まちなみ整備、歳時の顕在化など

○浜町・銅座エリア

【まちづくりの方針】 長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち
【主な取組み】 市街地再開発事業、銅座川プロムナード整備
など

○館内・新地エリア

【まちづくりの方針】 中国文化に触れ、食を楽しむまち
【主な取組み】 新地町稲田町線整備、唐人屋敷顕在化など

○東山手・南山手エリア

【まちづくりの方針】 異国情緒あふれる国際交流のまち
【主な取組み】 文化財保存整備（グラバー住宅、旧長崎英国
領事館など）、歴史的風致維持向上計画策定
など

《②軸づくり》

【方向性】 「まちなか軸」を基軸とした各エリア間の回遊性を
高める環境の整備

【主な取組み】 トイレや休憩所の整備、情報発信など

《③地域力によるまちづくり》

【方向性】 地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組
織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るた
めに行動し、その集積がまちなかを支えるような地
域力や市民力を支援

【主な取組み】 まちなか賑わいづくり活動支援事業
まちぶらプロジェクト認定事業
まちなか町家等活用助成制度など

まちなか事業
推進室
(つづき)

2 中心市街地活性化基本計画（第2期）に関すること

(1) 認定日 令和2年3月30日

(2) 計画期間 令和2年4月から令和7年3月まで（5年）

(3) エリア面積 325ha

(4) 基本方針

ア 雇用環境の充実

イ 交流の産業化の推進

ウ 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進

(5) 計画事業 79事業

課 名	所 管 事 務 の 現 況												
景観推進室	<p>1 景観の形成に関すること</p> <p>(1) 景観形成重点地区 市全域の景観計画区域の内、特に景観形成が必要な7地区を重点地区に指定し、地域の特徴を活かした景観づくりを推進するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月4地区(東山手・南山手、中島川・寺町、館内・新地、平和公園) ・平成26年4月 外海地区、深堀地区の追加 ・平成27年4月 高島北溪井坑跡地区の追加 ・平成29年2月 外海地区の変更(大野、出津・牧野の区域拡大) ・平成30年1月 外海地区の変更(赤首、神浦の区域拡大) </p> <p>(2) 景観重要建造物 良好な景観形成に重要な建造物を指定するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定件数 21件 (令和2年3月末現在) </p> <p>(3) 建築行為等に係る景観の届出・通知 民間の大規模な建築物の建築行為等に伴う届出及び公共事業に伴う通知</p> <table border="1" data-bbox="614 1041 1257 1339"> <thead> <tr> <th>対象行為 (令和元年度)</th> <th>届出件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地区における行為</td> <td>101件</td> </tr> <tr> <td>景観形成重点地区における行為</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>開発行為等</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>公共事業 (通知)</td> <td>181件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>326件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公共事業や大規模建築物等の総合的なデザイン調整 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎駅周辺エリアデザイン調整会議 ・ながさきデザイン会議 ・ながさきデザインアドバイザー ・景観専門監 </p> <p>2 公共掲示板に関すること</p> <p>(1) ふれあい掲示板 <ul style="list-style-type: none"> ・設置台数 60基 (内、合併旧7町20基) </p> <p>3 屋外広告物に関すること</p> <p>(1) 屋外広告物の設置に係る許可 <ul style="list-style-type: none"> ・許可 610件 (令和元年度) </p> <p>(2) 違反広告物除却推進 (令和2年4月1日見直し)</p>	対象行為 (令和元年度)	届出件数	一般地区における行為	101件	景観形成重点地区における行為	42件	開発行為等	2件	公共事業 (通知)	181件	合 計	326件
対象行為 (令和元年度)	届出件数												
一般地区における行為	101件												
景観形成重点地区における行為	42件												
開発行為等	2件												
公共事業 (通知)	181件												
合 計	326件												

景観推進室
(つづき)

市民からの違反広告物の通報により、違法な簡易広告物の除却を行うもの。

4 環長崎港夜間景観向上基本計画に係る夜間景観の整備に関すること
「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観の向上を図るもの。

5 歴史的風致の維持及び向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること

(1) 長崎市歴史的風致維持向上計画

地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成された良好な市街地の環境である「歴史的風致」の維持及び向上を図るもの。

- ・ 認定日：令和2年3月24日
- ・ 計画期間：令和2年度～令和11年度
- ・ 重点区域：東山手・南山手区域（約80ha）

6 都市サインの整備に関すること（令和2年3月末現在）

- ・ 誘導サイン 歩行者系 284基、自動車系 29基
- ・ 案内サイン 案内サイン 32箇所

課 名	所 管 事 務 の 現 況																																
東長崎土地 区画整理 事務所	<p>1 平間・東地区土地区画整理事業に関すること</p> <p>(1) 趣旨 東長崎平間・東地区の健全かつ良好な住環境を有する住宅地を形成するため、施行地区内の地権者から、少しずつ土地の提供を受ける「減歩」により土地を確保のうえ、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図るもの。</p> <p>(2) 事業概要 事業名称 : 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業 東長崎平間・東地区土地区画整理事業 施行地区 : 長崎市矢上町、平間町、東町の各一部 施行面積 : 30.0ha 施行期間 : 平成14年度～令和3年度 総事業費 : 105億円 減歩率 : 24.67% (平均)</p> <p>(3) 進捗状況 ア 進捗率(事業費ベース) 99.8% (令和元年度末見込み) イ 主な事業の進捗状況</p> <table border="1" data-bbox="561 1216 1430 1854"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">事業計画</th> <th colspan="2">進捗状況 (令和元年度末)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路整備工事 (都市計画道路)</td> <td>3,225m</td> <td>3,037m</td> <td>94.2%</td> <td>東長崎縦貫 線等 6路線</td> </tr> <tr> <td>道路整備工事 (区画道路等)</td> <td>6,639m</td> <td>6,424m</td> <td>96.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路整備工事</td> <td>385m</td> <td>385m</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園整備工事</td> <td>10,718 m²</td> <td>8,874 m²</td> <td>82.8%</td> <td>街区公園 3 箇所、緑地 1箇所</td> </tr> <tr> <td>建物等移転</td> <td>213棟</td> <td>211棟</td> <td>99.1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	事業計画	進捗状況 (令和元年度末)		備 考	実績	進捗率	道路整備工事 (都市計画道路)	3,225m	3,037m	94.2%	東長崎縦貫 線等 6路線	道路整備工事 (区画道路等)	6,639m	6,424m	96.8%		水路整備工事	385m	385m	100.0%		公園整備工事	10,718 m ²	8,874 m ²	82.8%	街区公園 3 箇所、緑地 1箇所	建物等移転	213棟	211棟	99.1%	
種 別	事業計画			進捗状況 (令和元年度末)			備 考																										
		実績	進捗率																														
道路整備工事 (都市計画道路)	3,225m	3,037m	94.2%	東長崎縦貫 線等 6路線																													
道路整備工事 (区画道路等)	6,639m	6,424m	96.8%																														
水路整備工事	385m	385m	100.0%																														
公園整備工事	10,718 m ²	8,874 m ²	82.8%	街区公園 3 箇所、緑地 1箇所																													
建物等移転	213棟	211棟	99.1%																														

東長崎平間・東地区
施行地区 (30.0ha)

九州新幹線西九州ル一十

凡 例	
	九州新幹線西九州ル一十
	長崎自動車道
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	公園・緑地
	水路
	施行地区 (30.0ha)



東長崎土地
区画整理
事務所
(つづき)

2 東長崎地区の土地区画整理事業施行区域の見直しに関する事

(1) 趣旨

東長崎地区の土地区画整理事業施行区域 748.8ha の見直しを行い、長期未着手区域等の 496.9ha を廃止し、長崎市及び組合・個人が施行する土地区画整理事業の 251.9ha へ施行区域を縮小したものの。

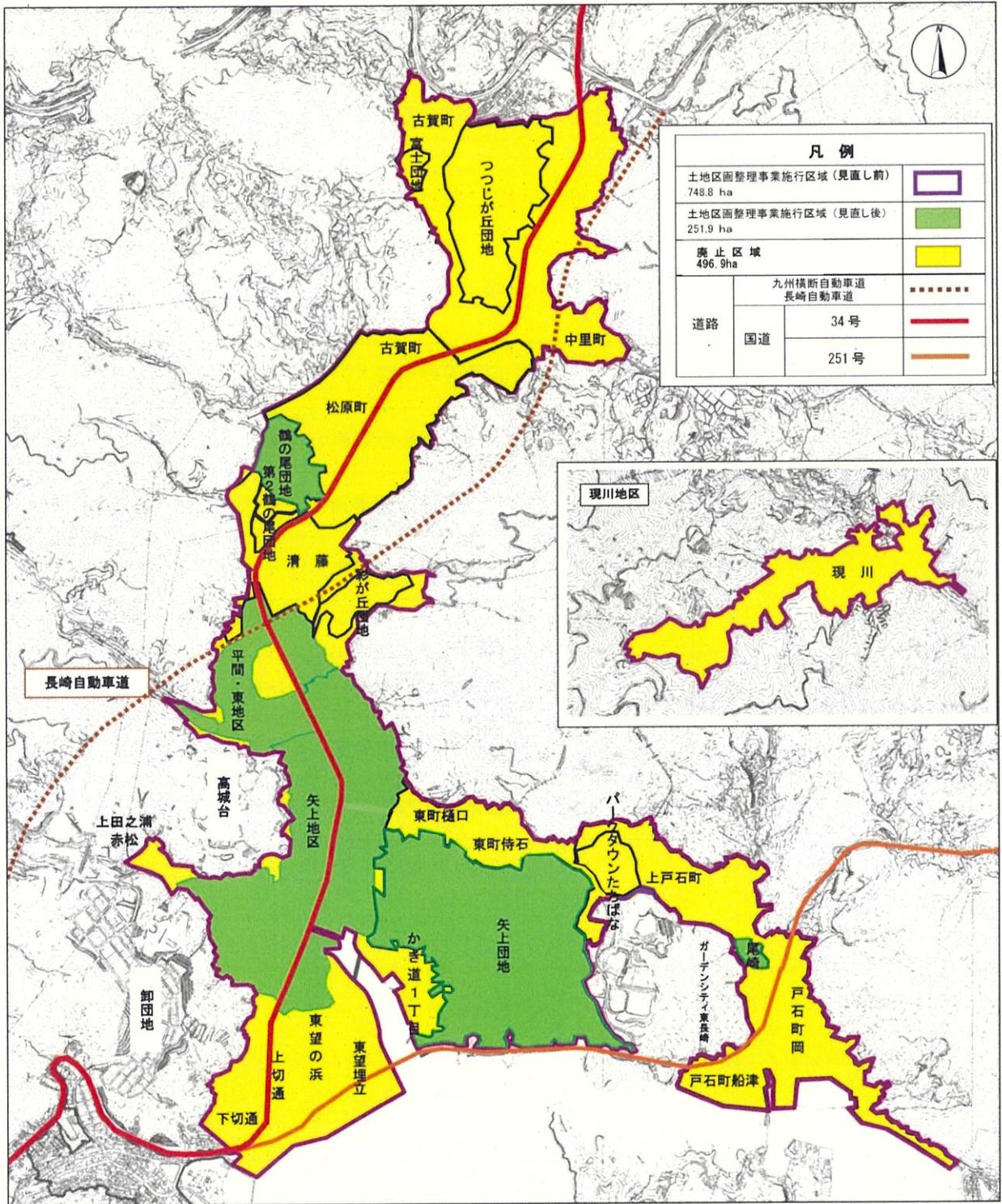
【見直しの背景】

- ・ 社会経済情勢等の変化に伴う土地区画整理事業の必要性の変化
- ・ 未着手区域における長期に渡る建築制限等による影響

(2) これまでの経緯

年 月	内 容
S 38. 4	旧東長崎町編入
S 50.12	土地区画整理事業の都市計画決定 (面積 714.9ha)
H 13.10	土地区画整理事業の都市計画変更 (面積 748.8ha)
H 21.10~11	区域見直しに関する地元説明会の実施
H 23. 7	パブリックコメント (土地区画整理事業の見直し) の実施
H 28.12	都市計画道路の見直しに係る都市計画変更
R 元. 8	区域見直しに関する地元説明会の実施
R 2. 3	土地区画整理事業の都市計画変更 (面積 251.9ha)

東長崎地区土地区画整理事業の都市計画見直し図



3 東長崎地区の都市計画道路の整備に関すること

(1) 趣旨

東長崎地区において、東長崎縦貫線をはじめとする都市計画道路を整備するもの。

なお、平成 28 年 12 月に計画の見直しを行っている。

【都市計画決定の経緯】

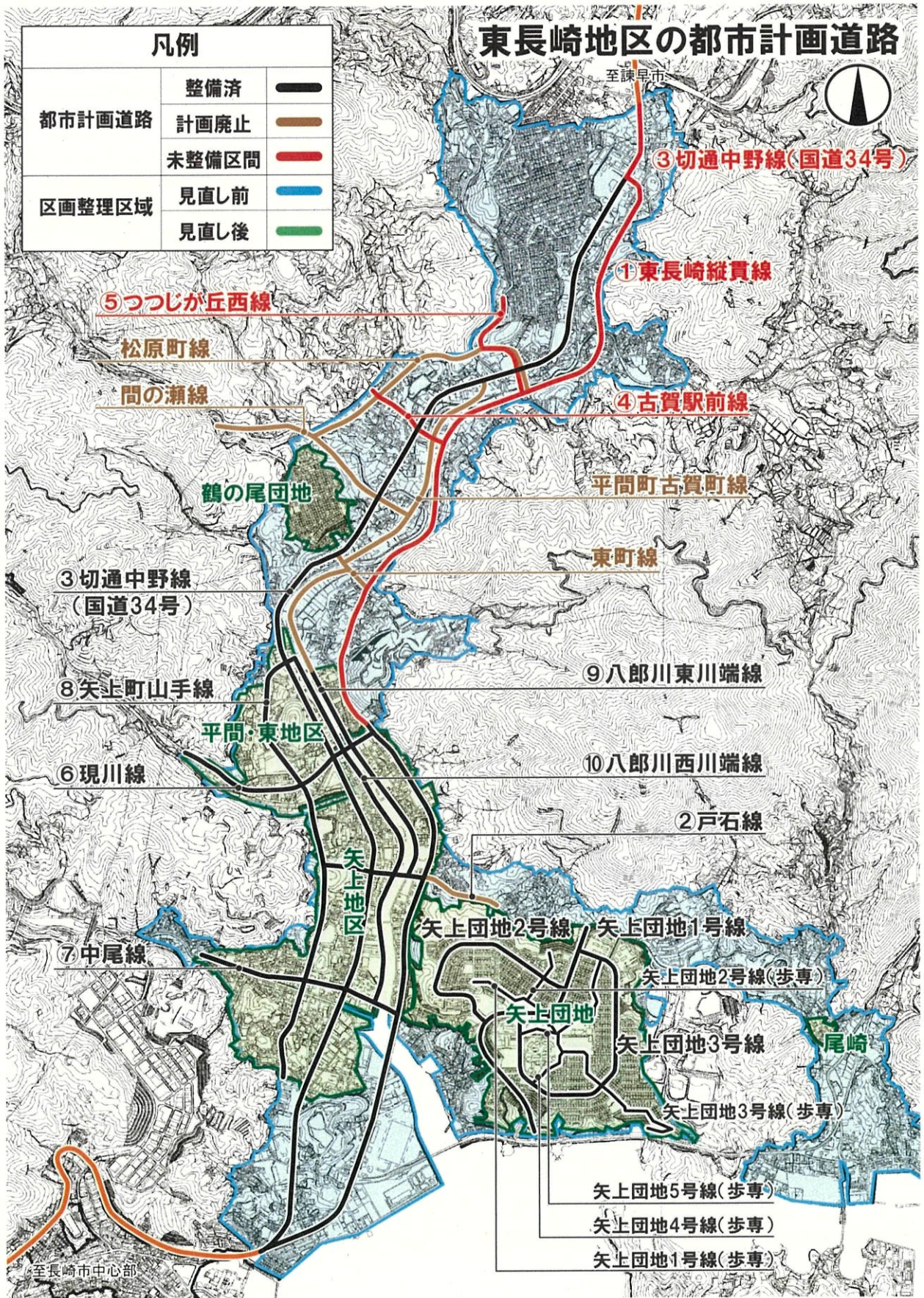
年 月	内 容
S 42. 9	都市計画道路の決定（東長崎縦貫線ほか 8 路線）
S 50.12	都市計画道路の追加決定（八郎川東・西川端線の 2 路線）
H 13. 6	都市計画道路の追加決定（東町線、平間町古賀町線の 2 路線）
H 25. 4	都市計画道路の変更（矢上町山手線及び八郎川西川端線）
H 26.11	都市計画道路の変更（八郎川東川端線）
H 28.12	都市計画道路の変更（東長崎縦貫線ほか 4 路線） " 廃止（間の瀬線ほか 3 路線）

(2) 整備状況

路 線 名	幅員	延長	整備状況 (令和元年度末)
①東長崎縦貫線	22m	2,970m	整備済
	16.5m	3,500m	整備中
		計 6,470m	
②戸石線	16m	490m	整備済
③切通中野線	11.5m	6,230m	整備済
	22.0m	410m	整備予定
		計 6,640m	
④古賀駅前線	12m	460m	整備予定
⑤つつじが丘西線	10m	620m	整備中
⑥現川線	12~16m	1,010m	整備済
⑦中尾線	12m	990m	整備済
⑧矢上町山手線	12~14m	2,210m	整備済
⑨八郎川東川端線	12.5m	1,180m	整備済
⑩八郎川西川端線	8m	1,930m	整備済

東長崎地区の都市計画道路

凡例		
都市計画道路	整備済	—
	計画廃止	—
	未整備区間	—
区画整理区域	見直し前	—
	見直し後	—



4 東長崎地区都市基盤施設整備事業に関すること

(1) 趣旨

東長崎地区土地整理事業の廃止区域において、土地整理事業の手法に代わり、良好な居住環境の創出を図るため、基盤施設となる都市計画道路及び生活環境の改善に資する道路や公園の整備を進めるもの。

(2) 令和元年度の事業内容

箇所名	事業内容
東長崎縦貫線	建物調査、用地買収、建物等移転補償
つつじが丘西線	測量設計等
(仮称)中里中央公園	整備工事
(仮称)清藤公園	測量設計等

